

事務連絡
令和3年2月15日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課

訂正申請書及びウェブサイトのアドレスが参照させる内容の 変更報告書に関する留意事項について

教科用図書検定規則（以下「規則」という。）及び教科用図検定規則実施細則（以下「実施細則」という。）に規定されている検定済図書の訂正については、「検定に伴う諸手続きについて」（平成30年3月9日付事務連絡）において訂正申請の訂正理由欄の記載方法についてお知らせしておりますが、今般、規則及び実施細則が一部改正されたことから、改めて下記のとおりお知らせします。

また、実施細則の一部改正（令和3年2月12日）に伴い、「教科用図書検定規則実施細則別紙様式第5-1号等の記入要領等について」（令和3年2月15日付初等中等教育局長通知）により、ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書（実施細則別紙様式第18号別紙）の記入要領が定められたことを踏まえ、記入の際の留意事項について併せて下記のとおりお知らせします。

各教科書発行者におかれては、社内での周知等について御理解、御協力のほどよろしくお願いします。

記

1. 訂正申請書の訂正理由欄に関する留意事項

検定済図書の訂正に係る訂正申請書の訂正理由欄については、従前と同様、以下のように記載してください。

①規則第14条第1項にかかる訂正申請

「誤記等」（注：「誤記」「誤植」「脱字」に該当するもの）

「誤った事実の記載」

「客観的事情の変更に伴い誤りとなった事実の記載」

「客観的事情の変更に伴う学習上の支障」※

②規則第14条第2項にかかる訂正申請

「更新が適切な事実の記載」

「更新が適切な統計資料」

「変更が適切な体裁、記載」※

- 「※」印を付した訂正理由については、実施細則に基づき、学習上の支障の内容又は体裁や記載の変更を行うことが適切な理由を括弧書きで示してください。
- 訂正理由欄の記載に当たっては、規則第14条第1項及び第2項に該当する事例として示した「検定済図書の訂正申請について（訂正理由の分類ごとの具体例等）」（別紙1）を十分参考の上、記載してください。

2. ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書に関する留意事項

- ① ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更（追加・削除を含む。）に当たって、教科書中の記載を変更する場合は、別紙様式第16号に基づく訂正申請を行い、当該訂正申請において、ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更についてもその内容が明確になるようにしてください。教科書中の記載の変更を伴わない場合は、別紙様式第18号に基づく変更報告を行ってください。
- ② 実施細則別紙様式第16号別紙及び別紙様式第18号別紙について、記入要領は別紙2を、記入例は別紙3をそれぞれ参考の上、記載してください。
- ③ ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更を行うに当たっては、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、適切な内容としてください。
- ④ 学習上の参考に供する情報を掲載したウェブページの管理については、発行者が責任を持って行い、教師及び児童又は生徒が安心して利用できるようにしてください。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課
検定調査第三係
TEL：03-5253-4111（内線3295）

**検定済図書の訂正申請について
(訂正理由の分類ごとの具体例等)**

検定済図書の訂正申請について、これまでに承認された具体例などを中心に訂正申請の分類ごとに参考として示すものです。

教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）

第3章 検定済図書の訂正

(検定済図書の訂正)

第14条 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載若しくは学習する上に支障を生ずるおそれのある記載があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。

2～5 (略)

1. 第14条第1項の内容

①誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載

(例) 地名、人名、生没年、ルビ等の間違い

- ・「茨城県」を「茨木県」と記述している場合

文意が理解できない表記

- ・「ですが」を「でをが」や「でが」などと表記している場合

明白なイラストの書き間違い等

- ・人物等のプライバシーに関する表現等への配慮が必要と思われる場合
- ・児童生徒の安全配慮上、特に必要と思われる場合

②客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載

(例) 法律や規則等の改正などにより変更された事実

- ・消費税の引き上げにより税率表記を変更する場合
- ・国名、市町村名の変更により記述を変更する場合
- ・統計法や国際単位の変更により統計単位の表示を変更する場合
- ・検定後に作者が死亡したことにより、没年を記載する場合
- ・議員定数の変更により記述を変更する場合

③客観的事情の変更に伴い学習する上に支障を生ずるおそれのある記載

(例) 児童生徒が当該内容を学習する上で特に必要と思われる又は適切な扱いが求められる社会的事象など

- ・写真などで申請前に書面等で許諾を取ったが、申請後やむを得ない理由などで許諾が得られなくなった場合（理由書等の提出を求める場合もある）
- ・写真の人物等の使用が学習上不適切となった場合（事件・事故等）
- ・改元により年号を変更する場合
- ・法令改正に伴い、施行のタイミングの到来による表現の修正

（「消費税は10%に引き上げられます」→「引き上げられました」）

※記載のうち「明白に誤り」となる場合には、「1. ②」で対応する場合もある

教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）

第3章 検定済図書の訂正

（検定済図書の訂正）

第14条（略）

2 検定を経た図書について、前項に規定する記載を除くほか、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁その他の記載（検定を経た図書の基本的な構成を変更しないものに限る。次項について同じ。）があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣が別に定める日以降に申請を行い、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うことができる。

3～5（略）

2. 第14条第2項の内容

①更新を行うことが適切な事実の記載

- （例）最新の状況に合わせるため、記述や写真を追加・変更する場合（法律や規則等の改正などを根拠としないもの）
- ・リオオリンピックの写真を東京オリンピックの写真に変更する場合
 - ・新たに日本人ノーベル賞受賞者が出了ため、当該人物の名前を追加する場合
 - ・年表や経緯を表す図表に年月経過により新しい事項を追加する（統計資料の更新以外）場合
 - ・本文・側注等に記載された数値を更新する場合

②更新を行うことが適切な統計資料の記載

- （例）最新の統計資料が公表されたため、統計資料を更新する場合

※「統計資料」は図や表に表されたものを指し、本文・側注等に記述された数値は検定基準2-（11）の統計資料として扱わないと、「2. ①」で対応

③変更を行うことが適切な体裁その他の記載

- （例）図書の見やすさや分かりやすさ等を適切にするために必要な体裁や表現の変更
- ・レイアウト、色味、罫線枠線などを変更する場合（ユニバーサルデザインへの対応を含む）
 - ・表記を統一する場合（語句、表現、レイアウト、改行位置、分かち書きなど）
 - ・イラストの統一（靴や服装の色を合わせる。ズボンを半ズボンに合わせるなど）
 - ・側注の場所を見やすい場所に移動させる場合
 - ・練習問題を本文中の設問の内容とより関連付けるため変更する場合
 - ・著作権料の変更などにより、写真や題材を差し替える必要がある場合
- （※基本的に著作権処理上の問題は申請時に完了していることが前提）

【備考】

- 教科の学習内容等を踏まえて判断しますので、上記の内容で認められるものとは限りません。
- ここで示したものはあくまで例示であり、判断に迷う場合は担当係まで御相談ください。
- 平成31年3月に教科書協会を通じて提示したものから内容的な変更はありません。

ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更に係る訂正申請又は
変更報告を行う際の記入例について

- ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更を伴う際に、訂正申請を行う場合（下記Ⅰ）及び変更報告を行う場合（下記Ⅱ）ごとに記入例を以下に示していますので、各様式への実際の記入例（別紙3）も参照の上、各様式を作成する際の参考としてください。

また、別紙様式第16号別紙及び別紙様式第18号別紙にはハイパーアリンクを貼ることとし、併せて電子媒体を提出してください。（提出先：kentei@mext.go.jp）

I. 教科書上の記載事項（ウェブサイトのアドレス等）を変更する場合（訂正申請）
【別紙様式第16号別紙】

〈具体例①〉参照先ウェブサイト（二次遷移画面）の情報がリンク切れとなつたため、
教科書に掲載された二次元コードを削除したい。

原 文： 検定済図書の該当箇所のコピーを貼付し、削除対象二次元コード
を赤で囲む。

訂正文： 「削除」と記入する。

訂正理由： 「変更が適切な体裁・記載（参照情報がリンク切れのため）」

〈具体例②〉発行者側の事情（ウェブサイトの管理運営上の問題等）により、教科書
に掲載するウェブサイト（一次遷移画面）のアドレスを変更したい。
(一次遷移画面の内容には変更がない場合)

原 文： 変更前のウェブサイトのアドレスを記入する。

訂正文： 変更後のウェブサイトのアドレスを記入する。

訂正理由： 「変更が適切な体裁・記載（ウェブサイトのアドレスを変更した
ため）」

〈具体例③〉発行者が管理するウェブサイトに学習上の参考に供する情報があるの
に、教科書の対応ページに二次元コードが記載されていなかつたため、
追記したい。

原 文： ① 追加したい箇所が特定できるように、検定済図書の該当箇所
のコピーを貼付する。

② 一次遷移画面の該当箇所と二次遷移画面の該当箇所（動画
の場合は、内容を象徴する画面部分）のコピーを貼付する。

訂正文： ① 二次元コードが追記された本刷り等を貼付し、二次元コード
を赤で囲む。（原文と訂正文は、対照して分かるようにする。）

② 一次遷移画面の該当箇所と二次遷移画面の該当箇所に「変

更なし」と記載する。

訂正理由：「変更が適切な体裁・記載（学習上の参考情報にアクセスする二次元コードが脱落していた）」

II. ウェブサイトのアドレスが参照させる内容に関する上記以外の変更の場合（変更報告）【別紙様式第18号別紙】

※変更理由の記載に当たっては、変更の趣旨や概要が分かるように工夫すること。

〈具体例①－1〉 一次遷移画面の内容を変更する。

原 文： ① 検定済図書の該当箇所のコピーを貼付する。
② 一次遷移画面のコピーを貼付する。

変更文： ① 「変更なし」と記入する。
② 変更後の一次遷移画面のコピーを貼付する。

変更理由：「変更が適切な体裁・記載（より適切な表現にするため）」

〈具体例①－2〉 二次遷移画面を変更する（自社製コンテンツの内容を変更する）

原 文： ① 検定済図書の該当箇所のコピーを貼付する。
② 一次遷移画面のコピーを貼付する。
③ 二次遷移画面のコピーを貼付する。

変更文： ①及び② 「変更なし」と記入する。
③ 変更後の二次遷移画面*のコピーを貼付する。コンテンツが音声や動画の場合も含め、その旨及び概要を併記すること。

変更理由：「変更が適切な体裁・記載（学習者により分かりやすくするため）」

※ 動画の場合は、内容を象徴する画面部分を抜き出すこと。なお、必要に応じて、別途、音声又は動画データの提供を求めることがあります。

〈具体例②〉 学習上の参考情報を変更する（二次遷移画面となるリンク先を変更する）

原 文： ① 検定済図書の該当箇所のコピーを貼付する。
② 一次遷移画面のコピーを貼付する。
③ 二次遷移画面のウェブサイトのアドレス*を記入する。

変更文： ①及び② 「変更なし」と記入する。
③ 変更後の二次遷移画面のウェブサイトのアドレス*を記入し、変更後の画面のコピーを貼付する。

変更理由：「変更が適切な体裁・記載（参考情報をより良いものに変更するため）」

別紙様式第16号別紙

I. 具体例①

(日本産業規格A列4番)

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
1	147	上段		<p>削除</p> <p>削除対象を赤枠で囲む</p>	<p>変更が適切な体裁・記載 (参照情報がリンク切れのため)</p> <p>教科書発行者のウェブページを経由して参照させていたウェブページがリンク切れとなつたため、当該参考情報へのリンクを示すQRコードを教科書の該当ページから削除する例。</p>

別紙様式第16号別紙

I. 具体例②

(日本産業規格A列4番)

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
1	5	下段	https://www.tsho.jp/02p/ka/	https://www.tsho.jp/02p/ka2/	<p>変更が適切な体裁・記載 (ウェブページを変更したため)</p> <p>教科書からの直接のリンク先である 教科書発行者のウェブページアドレス を変更する例</p>

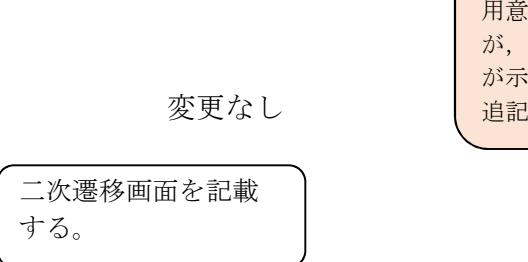
訂正部分には
赤線を引く

※一次遷移画面の変更はなし

別紙様式第16号別紙

(日本産業規格A列4番)

I. 具体例③

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
1	147	上段	 <p>【一次遷移画面】</p>  <p>【二次遷移画面】</p> 	<p>二次元コードを挿入する。</p>  <p>【一次遷移画面】</p> <p>一次遷移画面を記載する。</p>  <p>【二次遷移画面】</p> <p>二次遷移画面を記載する。</p> 	<p>変更が適切な体裁・記載 (学習上の参考情報にアクセスする二次元コードが脱落していた)</p> <p>検定申請時より、学習上の参考情報が用意されていた(添付資料を提出) が、教科書の該当ページにQRコードが示されていなかったため、これを追記する例</p>

別紙様式第18号別紙

II. 具体例①—1

(日本産業規格A列4番)

II. 具体例①—1			図書の記号・番号		
番号	変更箇所		原 文	変 更 文	変 更 理 由
	ページ	行			
1	5	下段左	<p>この他の必要なところでは、インターネットへの接続をすることによって、質問の回答などを、下のQRコードでスマートフォン等で読み取ることができます。インターネット接続環境がない場合は、弊社や弊社の人にご相談しましょう。</p> <p>マーク アンス www.ohmsha.com/601</p> <p>QRコードを読み取って頂いた場合は、弊社ではご連絡致します。</p> <p>2</p>	<p>変更なし</p> <p>変更しない場合は、 「変更なし」と記載</p>	変更が適切な体裁・記載（より適切な表現にするため）

別紙様式第18号別紙

II. 具体例①-2

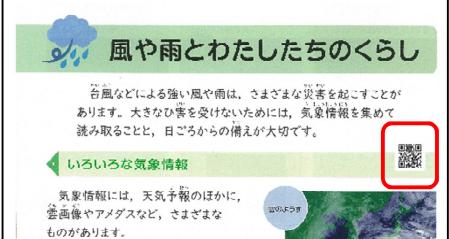
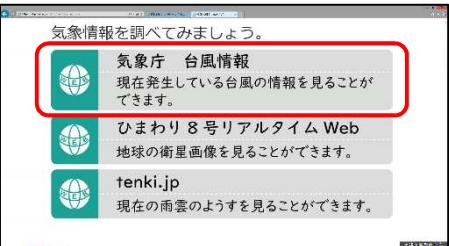
(日本産業規格A列4番)

番号	変更箇所		原 文	変 更 文	変 更 理 由
	ページ	行			
			<p>(続き)</p> <p>二次遷移画面</p> <p>追加</p> <p>動画の場合は、趣旨が分かる場面をプリントして貼付し、概要を記述 音声の場合は、概要等を記述 (必要に応じて、動画データや音声スクリプトの提出を別途求めることもある)</p>	 <p>児童がメモを取りながら友達の意見を聞く様子を収録した自社作成動画（約1分）</p>	<p>学習上の参照情報を、音声だけではなく動画でも視聴できるようにする例</p> <p>（本例の動画音声は、もともと掲載されていた音声と同じ。また、動画視聴に堪えないネット環境の児童に配慮し、音声のみの配信パターンも残す）</p>

別紙様式第18号別紙

II. 具体例②

(日本産業規格A列4番)

番号	変更箇所		原 文	変 更 文	変 更 理 由
	ページ	行			
1	5 6	上段	 <p>一次遷移画面</p>  <p>二次遷移画面</p> <p>http://www.jma.go.jp/jma/index.html (気象庁 トップページ)</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>http://www.jma.go.jp/jp/typh/ (気象庁 台風情報のページ)</p>	<p>変更が適切な体裁・記載（参考情報をよりよいものに変更する）</p> <p>変更しない場合は、「変更なし」と記載</p> <p>ウェブページアドレスには、ハイパーアリンクを貼る（合わせて、本様式の電子媒体を提出）</p> <p>学習上の参照情報を、わかりやすいものに変更する例。 (トップページではなく、台風情報のページに直接リンクさせることで、学習内容との関連性をより明確化)</p>